

会 議 録

会 議 名		令和 6 年度 第 1 回 川西市社会教育委員の会	
事務局		市民環境部 生涯学習課 (内線 4567)	
開 催 日 時		令和 6 年 7 月 12 日(金)15 時～16 時 52 分	
開 催 場 所		アステ川西 5 階 ルーム 5 0 0 (zoom による web 併用会議)	
出 席 者	委 員	野崎議長、常行副議長、川野委員、倉橋委員、三善委員、 升村委員	
	そ の 他	テーマに係る担当所管 三石教育保育課長、山守教育保育課主査、足立職員	
	事 務 局	石田教育長、岡本市民環境部長 篠内市民環境部副部長(生涯学習・図書館・公民館担当) 木田生涯学習課長、尾屋生涯学習課長補佐、	
傍聴の可否		可	傍 聴 者 数
傍聴不可・一部不可の 場合は、その理由		なし	
会 議 次 第		別紙のとおり	
会 議 結 果		別紙のとおり	

審 議 経 過

1. 開 会

2. 教育長あいさつ

- ・令和 6 年度から新たな任期となり初めての川西市社会教育委員の会であり、皆様にはたいへん忙しい中で、委員に就任していただき、感謝する。
- ・今期については、学校運営協議会制度への社会教育の関わり方を研究・審議をお願いする。
- ・学校運営協議会制度については、5 年程前に取り入れた。それまでは、学校評議員制度があったが、評価のみで具体的な動きに結び付いておらず、組織として形骸化していた。
- ・この制度は、コミュニティ・スクールと言われているが、本市では地域にあるコミュニティと混同されるため、学校運営協議会としている。もちろん、コミュニティとの関わりも大事であるが、コミュニティ組織にかかわらず、学校を地域として支えていただき、協働して取り組んでいくこととしている。
- ・6 年度で全校園実施することになったが、学校評議員の反省もあり、討論するだけでなく、実践に繋がっていかないといけないということで、先行モデルを参考にしながら進めてきた。
- また、学校運営協議会の会議には教育委員会の指導主事を必ず派遣し、その内容を事務局に持ち帰り、共通する課題について検討するよう努めた。このほか、指導主事は学校を担っていく人材として地域とのつながりをしっかり勉強してほしいといった思いから、必ず派遣した。
- ・この制度は、学校と地域がウインウインの関係になるところが肝で、地域がどのように学校にかかわって、子どもたちがどう参加していくかについて、社会教育の視点から研究してほしいと思っている。

3. 委嘱状交付

委嘱期間は令和 6 年 6 月 1 日から令和 8 年 5 月 3 1 日まで（2 年間）

4. 自己紹介

社会教育委員、教育長、テーマ担当所管及び事務局について自己紹介をおこなった。

5. 報告

コミュニティセンターの利用拡大について

担当所管（参画協働課）より報告があった。

コミュニティセンターについて

- ・市内に 13 箇所ある。
- ・4 館はコミュニティセンターの単独館で、9 館は公民館との併設になっている。
- ・一つの部屋を公民館としてか、コミュニティセンターとして利用するかという形になっている。

利用拡大について

- ・現状は、公民館の集会室のみコミュニティセンターの機能が付いている。
- ・今回の見直しで、公民館のすべての部屋にコミュニティセンターの機能をつける。

使用料の改定等があるため、市議会に諮ったうえで、実施する。

利用拡大する理由について

- ・地域住民がいろいろな活動で利用しやすいようにするため、公民館だと社会教育法で一定の制約があるが、コミュニティセンターであれば、比較的制約が少ない。
- ・コミュニティセンターのルールについても、地域内で教室のようなものができるように考えている。
- ・地域の中で利用しやすい施設として稼働率が向上したり、地域の人が集まるような施設になっていけばと思っている。

担当所管から報告があった後、委員から質問がなされた。

委 員) コミュニティセンターと公民館の違いは。

担当所管) 機能面で公民館が貸室のほか、講座を行ったりソフト面の機能を持っているが、コミュニティセンターは貸室のみとなる。

議 長) 市民の利用料や公民館登録団体の市民負担はどうなっているか。

担当所管) 公民館にも登録グループ利用料金と一般利用料金があり、コミュニティセンターも同額に設定されている。

議 長) 財産処分などはなくてよいのか。

担当所管) 現状では、処分はしなくていいと考えている。

議 長) 公民館施設として建てていたものを目的外に移すということであれば、補助事業外となるが大丈夫なのか。

市民環境部長) 古い建物で、10年以上超えているため、適正化法は適用されないだろう。

委 員) 従来の公民館活動がコミュニティセンター機能を拡大させることで、公民館活動の方が待たされ、コミュニティセンターが優先されることはないのか。

担当所管) 公民館の登録グループは、優先して利用できるように、現状稼働していない時間帯を有効に利用できるように考えている。

市民環境部長) 大前提として、公民館の登録グループの高齢化が進んでいることと、減少傾向にある。利用率も下がってきている。地域に9つの公民館があるので、地域の方が主体的に使っていただきたいという思いがある。なかなかグループを作るとなると、ハードルが高いということもあり、それならばコミュニティセンターとして使っていただき、活動が軌道に乗

れば登録グループ化していただくことも想定できる。

委員) 想定されているメリットばかり出ているが、デメリットはないのか。

市民環境部長) 公民館は使用を制限しているが故に公共施設として守られているところがある。例えば、営利企業の使用であるとか、政治利用、宗教の利用は原則できない。ただ、コミュニティセンターにすることで、特に営利性のあるものは、一定介入してくる可能性はある。そうすると、公の施設で営利行為をしていると非常にグレーなものが出る可能性がある。そういったものは、各館が情報を共有しながら、ダメなものは次回から使用させないということを公民館長会議で徹底したところだ。

委員) 今後の手続きはどのようにされ、利用者に対する広報、周知はどのようにされるか。

担当所管) まず、議会で条例が認められてからということになるが、認められた上で、館においての周知やホームページでの周知をしていきたい。

委員) 条例が先になるのか。

担当所管) 決まっていないところで、こうなりますよとは言えない。

委員) いろいろと不都合が出てきたときに、行政は考え、こうなったということを示してから、条例を変えていくというステップだと思うが。

議長) この会は、公民館運営審議会を兼ねるというような条例になっているのか。

市民環境部副部長) そのとおりだ。

議長) ここを公民館運営審議会とみれば、今、報告いただき、議題には上がっていないが、公民館運営審議会に諮っているというのが、手順としては施されていると解釈はできる。

市民環境部副部長) 公民館は、今もコミュニティセンターと併設になっている。今回、考えているのは、まず公民館を第一優先。なので、登録グループは1年前から全部部屋を押さえることができる。押さえきった残りの部屋を社会教育法で規制がかかっている部分を規制緩和し、たくさんの方に使っていただこうと考えている。

委員) 条例が使用目的と合致していないのか。

市民環境部副部長) 公民館には、登録グループ料金と一般料金があるが、今回の改正により一般料金を廃止し、一般で使われる分については、コミュニティセンターの使用料という形に整理したいと思っている。

委員) コミュニティセンター使用料と公民館登録団体使用料の二つになるということか。

市民環境部副部長) 簡単にいうと、そのような形になる。コミュニティセンターは、単館でやっているところもあるので、グループ料金と一般料金が残るが、公民館は一般料金を無くそうと考え、今回、条例改正するのは、この件になる。

委員) 公民館のあり方を変えるという議論だと思うが、非常に重要な議題と認識している。社会教育の根幹となる建物となってくるので、しっかり議論を進める必要があると思っている。

よく条例があることが制約になっていて、柔軟に使えない、広く開かれないという議論があるが、はたして本当にそうなのかという部分があり、今あるやり方で使っていける部分はないか。実際、公民館を担われている方々がどう感じているのか。その辺を調査した上で方向付けする必要があるのではないか。

全体的な流れとして、公民館がコミュニティセンター化していっている他の自治体の事例もあるので、ゆくゆくは公民館がなくなっていくという懸念がある。

委員) 今日は報告ということで聞いていたが、公民館活動も地域住民のためのコミュニティも、どちらもうまくいけばいいと思うが、少し考える場を持ってもらったと思う。

委員) 公民館自体も公民館に登録をしている登録団体だけの施設ではなく、公民館の職員の職務も既存の団体を超えて、広く市民のため、コミュニティのための施設でもあるし、新しい市民に対して働きかけて地域活性化に資するのが職務であるので、コミュニティセンター化しないとそれができないというのは違うのではないか。

市民環境部長) 念のため確認しておく。元々、川西市の公民館はコミュニティセンター機能を持っており、各公民館長がコミュニティセンターの所長も兼ねている。ただ、コミュニティセンターが公民館の中でも集会室という大きめの部屋があるが、その部屋だけであったものを公民館のすべての部屋に拡大していくという考えである。

公民館については、公民館長会議を月1回開催しているが、そこで公民館の運営の課題など、いろいろな議論をして、かねてから利用率をどうしていくのかを議論した上で、今回このような提案をしたということだ。

この議論が必要であれば、改めて次回もさせていただきたいと思うので、よろしくお願いします。

事務局) 別の機会に議論をさせていただくこととする。

本件については、以上とする。

6．議題

(1)議長・副議長の選出について

任期は、令和6年6月1日から令和8年5月31日までの2年間。

委員の中から議長・副議長について、推薦や意見等がなかったため、事務局から「正副議長（案）」について提案がなされ、議長は野崎委員、副議長は常行委員に就任いただくことが承認された。

(2)各協議会等役員の選出について

事務局より、各協議会等役員の選出について事務局案が提案された。人権教育協議会理事については、川野委員、図書館協議会委員については、倉橋委員と三善委員、阪神北地区社会教育委員協議会の理事に野崎議長と常行副議長で承認された。

また、阪神北地区社会教育委員協議会において、6年度は輪番により会長市となることから、野崎議長がその会長を務めることになる旨の報告を行った。

このほか、阪神北地区社会教育委員協議会の理事は、兵庫県社会教育委員協議会の代議員にも就くこととなり、6年度については、輪番により阪神北地区社会教育委員協議会会長が兵庫県社会教育委員協議会副会長となることから、阪神北地区社会教育委員協議会会長である野崎議長が就任することになる旨の報告を行った。

(3)社会教育委員に係る会議等の日程について

事務局より、令和6年度会議日程スケジュール（案）について、阪神北地区社会教育委員協議会、兵庫県社会教育委員協議会、近畿地区社会教育研究大会及び全国社会教育研究大会について、現時点で分かっている日程、会場及び内容について説明がなされた。また、川西市社会教育委員の会日程について、今年度は本日を含め4回程度の開催を予定している旨の説明がなされ、研究の進捗状況により、開催時期や回数を変更することで了承された。

(4)今期の研究テーマについて

今期の研究テーマは、「学校運営協議会制度への社会教育の関わり方」とし、担当所管より本市の状況について、説明がなされた。

学校と地域の連携を進める背景

- ・子ども達を取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化、多様化している。
- ・子どもや学校の抱える課題の解決等には、学校だけではなく、社会総がかりでの教育の実現が不可欠。

学校運営協議会について（役割）

- ・校長の学校運営の基本方針を承認
- ・学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる
- ・教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べるができる
- ・学校に対する必要な支援についての協議

学校運営協議会について（熟議）

- ・学校園の実情に応じた必要な支援に関する内容や学校園や子どもがかかえる課題の解決に向けて協議する

・委員の方に当事者意識をもってもらい、学校園運営のパートナーとして、課題解決のために、学校園はなにができるか、保護者は何ができるか、地域では何ができるか熟議を重ねていく

学校運営協議会が始まれば

- ・絶対しないといけないことは、協議会に参加し、校長の学校経営方針を「承認」する
- ・学校の課題を一緒に解決する
- ・「地域学校協働活動」はできる範囲で関わる

地域学校協働活動とは

・地域や保護者等の幅広い方々の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して地域と学校がパートナーとして連携・協働して行う様々な活動

家庭科実習の補助、読み聞かせ、校外学習の引率補助、図書室の整備、クラブ活動の指導、昔遊びの指導など

活動の様子

読み聞かせ、九九道場、ミシンボランティア、ゲストティチャー、生徒会との交流、図書ボランティアなど

地域の人が教育の当事者に

地域とともにある学校

目指す子ども像「どんな子どもを育てるのか」学校と地域の人が共有
担当所管から説明がなされた後に、委員から質問をいただく。

委員) 学校がこういう人を求めているといったニュースが地域に入ってきていないと感じる。

議長) 地域学校協働活動に対する一般市民への周知や広報についてと、マンションなどの集会室で活動をされている方をどう取り込んでいくか。推進員の仕事かと思うが、この間の経験も含め、説明を願う。

担当職員) 私自身が何かしているわけではないが、感じていることを話す。

今、中学校の部活動が社会移行するということで、学校から部活動が離れようとしているが、この件も担当しており、至る所に説明しに行っているはずなのに、聞いていないと言われる。周知していくことは、本当に難しいと感じている。

言われるように、学校運営協議会がこんなことをしているということを、地域に周知する機会は、あまり持っていなかったと思う。

学校単位での取り組みなので、連携している中学校区では、その中の小学校や幼稚園、こども園は連携してうまく活動している。

今年はじめて全学校園に広まったので、ネットワークのできていないところはたくさんある。

私自身の感覚では、すべてマンパワーに頼っているが、学校運営協議会の中には協働活動支援員という立場の方がいるが、なかなか一人の力に頼るというのは難しいことで、すべての委員の方が、そのような動きをしていただければありがたいということを校長会で

お願いはしている。自分としては、学校が地域にどんどん出て行けば、いろんな人に繋がれるし、協力も得られると感じている。

学校長も学校だよりを書いていると思うが、地域の方に読んでもらえるようなものにしていくことも必要かなと思う。

議 長) 学校運営協議会で便りを出しているところはあるのか。

担当職員) あまりない。

議 長) 去年は、担当職員が作ったりしていたのでは。

担当職員) よく作ったりはしたが。

委 員) 教育委員会からは届いていた。それを学校運営協議会で紹介したりして、学校では 1 号だけ発行したが、それくらいだ。

担当職員がおっしゃるように、学校の中に地域が入ってくるというのは、結構やりやすい。

担当職員がおっしゃったように、学校の外に出るというのを、したいと思う。

川西市の強みとして公民館やコミュニティセンターがいろんなところにある。そこがつなぎ役になるというか、軸になっていけばいいなと思う。

委 員) 私は学校運営協議会について、はじめて知ったが、川西市でこれだけ積み重ねがあるのに、その割に知られていない感じがする。

川西市の広報は、どのように取り扱っているのか。

委 員) いちばん最初に YouTube を流したらというのがあった。

議 長) それこそ、教育長が YouTube を文科相の前で流したということもあった。

委 員) 川西市も高齢者が多く元気だ。地域で豊かに活動されている。

子どもたちは、学校に居てる。その間をつなぐ 20 代から 60 代の人たちが入っていないので、ある小学校なら保護者をいかに地域に呼び出していくかを積極的にしていこうと学校運営協議会で話をし、自治会、コミュニティ、と PTA の方たちがいらっしゃるので、自治会側のイベントを子どもを対象にするのではなく、子どもと保護者をセットにして対象にするとかを出しているが、その企画運営をしているのが学校運営協議会ではなく自治会なら自治会、コミュニティならコミュニティといった感じになっている。学校運営協議会は裏方になっているが、今まで以上に保護者は出てきている実感はある。

川西市は、園と小学校と中学校で学校運営協議会を作りますということだが、県では、高等学校まで学校運営協議会を作ると言われて、高校生が外に出るのは結構上手だ。やはり、高校生や大学生を巻き込んで企画運営することが鍵になるのではないかな。

特に、防災というのは、全世代に関わってくるので、学校で防災教育を行いながら、地域

の防災などとタイアップして何かをするというのが、おもしろいと思うがなかなかハードルが高い。

委員)特に、防災なら阪神淡路大震災から30年ということで、いくらでも旗頭は立てられる。今から計画を立てたら結果は出るのではと思う。

委員)実際に、小学校も中学校も阪神淡路大震災があるので、防災に対するカリキュラムというか、学習するというのはあるが、例えば、避難所を開設するとどうなるのかを学校だけでなく、地域の方と一緒にまちを歩くなどして繋がりは広がる。

議長)かなり、中身が深いところに入りつつあるが、事実確認とか内容で理解度に差があるので、基本的なところでの確認等はないか。

委員)学校運営協議会の委員は、だれが任命するのかわかっていないが、学校長が任命するのか。

担当職員)委嘱通知は、教育長のはんこを押しいるが、選ぶのは学校長が選んでいる。

議長)任期は何年か。

担当職員)最長で5年だが、個人的にはもっと延ばしてもいいのかなと思っている。永くやってもらった方が、要領もつかめて、その間の人脈も利用できる。

議長)人数の上限はあるか。

担当職員)15名です。

委員)何で質問したかということ、学校長がつくる学校運営の基本方針を学校運営協議会が承認するのが一番の役割、絶対しないといけないことと伺ったが、学校長が任命するのであれば、学校長のわかっている人ばかりを選任すると感じる。

議長)私立学校の理事会をイメージしたらいいと思う。

公立学校で理事会的なものを作ろうというのが、学校運営協議会のそもそもの発想だ。

実態は、委員がおっしゃったとおりだ。政策的には、独立したところで学校運営に関して、注文をつけたり、協力したりというものを作った。

担当職員)自分は校長だったので、そういう発想はなかったが、言われてみればそうだなと思うが、実際、3年間やって、結構辛口なことも言われた。

今思えば、コミュニティに委員を依頼するとかという選任の仕方があったのかなと思う。

委員) 社会教育の立場からすると家庭や学校が充実しつつ、一方で地域社会の中での活動というのも子どもたちにとって行きやすかったり、居場所があるというのが大事だと思っている。

地域学校協働活動が行われるときに、社会教育の関係者や団体の人たちが学校に関わっていくことで、子どもたちに顔が見える存在になっていき、社会活動がなされるときに、あの人たちがやっているところだから行ってみようみたいに繋がっていくものと思う。

子どもや保護者の顔が見える存在になっていくということが意味があるなと思っているが、川西市では地域学校協働活動を進めていく中で民生委員とかも入っているのか。・

担当職員) 入っている学校が多い。

議長) 大学生はどうだろう。私の務めている大学の学生も行く。

卒業生は、部活動を指導している。

担当職員) 部活の指導や学習ボランティアでよく来ていただいているが、委員としてもありなのかどうか。

議長) 市町村で取り組みが全然違って、県と府でも違う。

川西市は教育長の思い入れもあり、5年間積み重ねてきたが、南北の問題であったり、校区によって、さまざまな課題がある中で、こういった方向性で学校と地域がウインウインの形になっていけるかは、自由に討議して行ければと考えている。

本日の協議は、一旦ここで打ち切らせていただき、研究の進め方、会議の持ち方について、事務局から提案をいただければと思う。

事務局) 今期のテーマが「学校運営協議会制度への社会教育の関わり方」であり、本日、推進に向けて所管課から説明をいただいたが、今後については、協議で課題となったことなどについて、資料を作成したうえで、次回に委員の皆様協議いただきたいと思います。

議長) できれば学校にも行かせていただき、先進的な事例をご紹介いただくのもあるのかなと思う。

今期の研究テーマについての協議は、本日はこれで終了する。

この後、今期初めての会議であったため、改めて委員お一人お一人からごあいさつをいただいた。

議長) この2年間、共有して市民に還元できるような提言ができればと思っている。

以上で、第1回川西市社会教育委員の会を終了する。